

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成27年2月17日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1第60項中ただし書きを削り、同表第60項第7号を削り、同表第61項中「第14項」を「第16項」に改め、同表第73項中「第14項」を「第16項」に改め、同表第75項第1号中「適合証」の次に「又は住宅性能評価書」を加え、同表第75項第1号及び第2号中「（当該建築物が同項の(7)に掲げる建築物に該当する場合にあっては、同項の(1)から(6)までに掲げる金額に、同項の(7)に掲げる金額に消費税及び地方消費税額を加えた額）」を削り、同表第76項第1号中「適合証」の次に「又は住宅性能評価書」を加え、同表第76項第1号及び第2号、第80項第1号及び第2号並びに第81項第1号及び第2号中「（当該建築物が同項の(7)に掲げる建築物に該当する場合にあっては、同項の(1)から(6)までに掲げる金額に、同項の(7)に掲げる金額に消費税及び地方消費税額を加えた額）」を削る。

別表第2第1項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

- (1) 別表第1第75項第1号及び同表第76項第1号中「又は住宅性能評価書」を加える規定 平成27年4月1日
- (2) 別表第2第1項の改正規定 平成27年5月29日

(提案理由)

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）により、構造計算適合性判定制度が改正されたこと及び住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件の一部を改正する件（平成26年消費者庁・国土交通省告示第3号）により、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査が可能となることに伴い、並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律46号）により、題名が改められたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。